

## 実施施策に係る政策評価書

(個人情報保護委員会27-①)

施策名	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督					
施策の概要	特定個人情報の取扱いに関する監視・監督を行う。					
達成すべき目標	特定個人情報の保護措置として監視・監督体制を整備し、特定個人情報の適正な取扱いを確保することにより、番号制度の適切な運用を担保する。					
施策の予算額・執行額等	区分	25年度(注)	26年度	27年度	28年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	4.9	13.8	114.7	68.9
		補正予算(b)	-	-	75	
		繰越し等(c)	-	-	-75	
		合計(a+b+c)	4.9	13.8	114.7	
執行額(百万円)	1.7	3.4	70.3			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		27年度	27年度
ガイドラインに関する説明会の対応	<p>○個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、平成26年12月に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)</li> <li>・金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(注:事業者編の別冊)</li> <li>・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)</li> </ul> <p>を策定し、マイナンバーの利用開始に向け、行政機関等及び地方公共団体等並びに事業者において特定個人情報の適正な取扱いを確保できるよう、特定個人情報関係省庁連絡会及び都道府県・指定都市職員向け説明会を開催した。</p> <p>また、全国各地で経済団体等が開催するマイナンバー制度の説明会等において、事業者向けにガイドラインの説明を行った。</p> <p>○当該取組みを行い、特定個人情報の取扱いに関するガイドラインの周知・情報発信を行った。</p>	—	達成
相談・問合せの対応	<p>○ガイドラインの概要を分かりやすく解説した説明資料を作成し、ウェブサイトに掲載するなど、広く情報提供を行った。</p> <p>○また、これらガイドライン及びQ&amp;Aの内容について、行政機関及び地方公共団体の担当者に対する説明会や、経済団体等が開催する説明会等において周知した。</p>	—	達成
監視・監督体制の整備状況	<p>○行政機関、地方公共団体及び事業者において特定個人情報の適正な取扱いを確保できるようガイドラインの改正、Q&amp;Aの追加・更新を行うとともに、マイナンバーを取り扱う際の注意点を掲載するページを委員会ウェブサイト開設した。</p> <p>○また、特定個人情報漏えいした場合の対応についての報告のルールを整備するなど、マイナンバーの適正な取扱いがなされているかを監督するための枠組みを構築した。</p>	—	達成
ガイドライン等の周知及び広報資料への反映等	<p>○マイナンバーの取扱いに関するリーフレットを作成・配布したほか、特に中小企業向けの対応として、ガイドライン等に関する分かりやすい資料について掲載するページを委員会ウェブサイト開設した。</p>	—	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ②(目標達成)  (判断根拠) 「測定指標」欄のとおり、広く寄せられた問合せ及び説明会の実施の際に寄せられた質問等を踏まえ、ガイドラインのQ&Aの更新及び委員会ウェブサイト上での注意喚起を行うとともにこれらの内容を更に説明会等で周知を図ったことにより、マイナンバーの利用開始における個人番号利用事務等実施者による特定個人情報の適切な取扱いの確保を図るための情報提供を行うことができたため。
	施策の分析	ガイドラインの内容が広く周知されるよう、ガイドラインの概要を分かりやすく解説した説明資料を作成し、説明会での説明やウェブサイトへの掲載に活用するなど、個人番号利用事務等実施者となる様々な者に対して特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、多面的な情報提供を行うことができた。 ガイドライン及びQ&Aについて、特定個人情報の適正な取扱いの確保を図る上では、マイナンバーの利用が開始されたことを踏まえ、引き続き、実務並びに説明会等における質問等を蓄積しつつ、特定個人情報の取扱いに関して、広く発信すべき情報を今後も継続的に、幅広い知見の収集に努めながら実務に資する内容となるようガイドラインQ&A等の充実や情報提供を行う必要がある。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】 次期以降の政策評価期間(平成28～30年度)中に予定される特定個人情報の情報連携、個人情報保護法の本施行を踏まえ、特定個人情報の取扱いに関する周知・情報発信、行政機関、地方公共団体及び民間事業者等からの相談・問合せ対応のほか、検査手続の整備、検査項目の検討、定期的な検査の実施等の特定個人情報の監視・監督をより一層図ることにより、監視・監督体制を構築する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成27年8月24日に行われた平成27年度政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合において、「競争性のある調達案件について、手続の透明性・公平性の確保に努めた上で、調達手続の見直しを含め質の確保を図る工夫が必要。」 「セキュリティの確保については国民の関心が高く、委員会の役割は重要。情報漏えい防止の徹底や万が一の場合に機敏に対応するといった危機管理ができるように、常日頃から関係機関と連絡会議を開催し、人的協力体制の構築を徹底していくことが重要。また官のみならず民間の知見や人材も有効活用すべき。」とのコメントがあった。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日) (別冊「金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。)</li> <li>・特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年12月18日)</li> <li>・『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)』及び『(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に関するQ&amp;A</li> <li>・日本再興戦略(平成27年6月30日閣議決定)</li> <li>・平成27年度 監視・監督方針(平成27年10月27日)</li> </ul>
---------------------------	---

担当部局名	総務課	作成責任者名 (※記入は任意)	総務課長 福浦 裕介	政策評価実施時期	平成28年8月
-------	-----	--------------------	---------------	----------	---------

(注)25年度の予算額・執行額は、当委員会の全ての施策に係る総計の数値。